記 者 発 表 資 料 令和4年8月5日

問い合わせ先

大阪府後期高齢者医療広域連合

担当:給付課

電話:06-4790-2031

報道機関各位

大阪府後期高齢者医療広域連合

個人情報が記載された書類の誤送付について

給付課において、令和4年7月27日(水曜日)に、はり・きゅうの事業所からの療養費支給申請書の返戻依頼による個人情報を含む返戻書類を送付する際、誤って事業所Aの宛先記載の封筒に事業所Bの返戻書類を、事業所Bの宛先記載の封筒に事業所Aの返戻書類を入れて送付したことにより個人情報等が漏えいしました。

このような事態を発生させ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、また被保険者の皆様の信頼を損なうことになりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

1 経過及び概要

はり・きゅうの事業所から療養費支給申請書の返戻依頼があったため、令和4年7月 27日(水曜日)に、返戻依頼のあった事業所に対し返戻書類を郵送しました。

令和4年7月29日(金曜日)14時20分頃に、事業所Aから当広域連合へ、送付されてきた封書の中身が事業所Bの返戻書類であるとの連絡があり、誤送付が判明しました。 誤って送付した書類については、当日中に事業所Aを訪問し回収しました。

また、事業所Bに送付した返戻書類も誤送付であると考えられることから、直ちに事業所Bに連絡し経過説明を行いました。誤って送付した書類については、当日中に事業所Bを訪問し回収しました。なお、封筒は開封されていましたが、事業所Bでは送付した返戻書類の内容は確認していないとのことでした。

- 2 誤送付した個人情報等
 - (1)書類 療養費支給申請書
 - (2) 個人情報 ①事業所Aで施術を受けた被保険者Cの療養費情報
 - ②事業所Bで施術を受けた被保険者Dの療養費情報
- 3 判明後の対応
 - (1) 令和4年7月29日(金曜日)
 - 事業所Aに送付物回収のため訪問したいことを伝え、了解を得た。
 - ・ 事業所Bに電話で誤送付について経過説明を行い、送付物回収のため、訪問したいことを伝え、了解を得た。
 - ・ 事業所Aを訪問し、今回の件について経過説明及び謝罪を行い、了解を得た。 送付物については回収した。
 - ・ 事業所Bを訪問し、今回の件について経過説明及び謝罪を行い、了解を得た。 送付物については回収した。
 - (2) 令和4年8月1日(月曜日)
 - ・ 被保険者Dの親族に、電話で今回の件について経過説明及び謝罪を行い、了解 を得た。
 - (3) 令和4年8月2日(火曜日)
 - ・ 被保険者Cの自宅を訪問し、今回の件につい経過説明及び謝罪を行い、了解を 得た。

4 原因

職員が宛先を印字した封筒に送付物を入れる際、誤った事業所の送付物を入れてしまったこと。また、封筒を封緘する前に、複数人で宛先と送付物の確認を怠ったこと。

5 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、全職員に本事案について共有します。

また、書類を送付するときには、複数人による送付書類及び封筒の宛名のチェックに加えて、封筒に適切な送付書類を封入していることについても複数人でチェックすることを改めて周知し、職員に対して個人情報保護の重要性の認識を高め、再発防止に努めてまいります。